

改正

平成一七年一〇月一九日規則第一二二号

令和三年三月一二日規則第一六号

岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場条例施行規則をここに公布する。

岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場条例施行規則

(総則)

第一条 この規則は、岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場条例（平成十四年岐阜県条例第四十六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第二条 条例第三条第一項ただし書の許可を受けようとする者は、行為許可申請書（別記第一号様式）を知事（条例第七条第三項の規定による指定があった場合は、指定管理者（同項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。））に提出しなければならない。

(条例第四条第二項の表の規則で定める自動車)

第三条 条例第四条第二項の表の規則で定める自動車は、身体に障害のある者を輸送すべき相当の事情があるものと認められる自動車とする。

(利用料金の承認)

第四条 条例第四条第三項の規定により知事に利用料金の承認を申請するときは、利用料金承認申請書（別記第二号様式）を提出しなければならない。

(指定管理者指定申請書に添付すべき書類等)

第五条 条例第七条第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類
- 二 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- 三 納税証明書
- 四 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書、直近事業年度の事業報告書及び直近五事業年度の財務諸表
- 五 申請を行う事業に係る収支計画書
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める書類

(指定管理者の届出)

第六条 条例第七条第五項の規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場の管理に関し必要な事項は、指定管理者が知事の承認を得て定める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年十月十九日規則第百二十二号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年三月十二日規則第十六号)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者住所

氏 名

行 為 許 可 申 請 書

次のとおり岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場において行う行為について申請します。

行為の目的	
行為をする場所 又は付帯施設名	
行為の内容 及びその方法	
行為の期間 及び時間	年 月 日 時 分から 分まで
原状回復の方法	
備 考	

備考 指定管理者がある場合にあっては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場指定管理者」とする。

岐阜県知事 様

岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場指定管理者

利 用 料 金 承 認 申 請 書

岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場条例第4条第3項の規定により、次のとおり利用料金の承認を申請します。

利用料金の区分	
利用料金の額	
利用料金設定の理由	
備 考	